

秋田県中小企業融資制度要綱

第1 目 的

この要綱は、秋田県中小企業融資制度に関し、種類、目的及び融資対象等共通事項を定めることによって、制度の円滑かつ効果的な運用を図り、もって県内中小企業に対する金融の円滑化に資することを目的とする。

第2 資金の種類等

資金の種類及び目的は、次のとおりとする。

(1) 中小企業振興資金

① 一般資金

県内中小企業者の経営に必要な資金の融資の円滑化を図り、企業の健全な発展と経営の安定を促進する。

② 小規模事業振興資金

小規模事業者の経営改善に必要な資金の円滑化を図り小規模事業者の振興に寄与する。なお、責任共有制度対象外となっている国の全国統一保証である小口零細企業保証制度を活用するため、小口支援枠を設ける。

③ 中小企業災害復旧資金

罹災中小企業に対する災害復旧資金融資の円滑化を図り、災害の早期復旧を促進する。

④ 流動資産担保資金

県内中小企業者が保有する売掛債権等を担保とした融資の円滑化を図ることにより、企業の健全な発展と経営の安定を促進する。

(2) 経営安定資金

① 経営安定資金

経済的環境の変更による影響により、経営の安定に支障を生じているものの、中・長期的には回復が見込まれる中小企業者に対する事業資金の融資を円滑にし、経営の安定を図るとともに、経営の活性化を促進し、県経済の発展に寄与する。

② 経営力強化枠

県内中小企業者の資金調達に当たって、金融機関が認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第26条第2項の認定経営革新等支援機関をいう。）と連携して県内中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、県内中小企業者の経営力の強化を図る。

③ 借換枠

県内中小企業者の既往借入金（中小企業振興資金（中小企業災害復旧資金特別枠）、経営安定資金（緊急経済対策特別枠）並びに経営安定資金（借換枠）に係るものに限る。）の借換え及び当該借換えに伴う新たな事業資金の融資を行うことにより、県内中小企業者の月々の返済額の軽減及び資金調達の円滑化等を推進する。

④ 特別改善枠

経営の安定に特に支障を生じている企業の再建を目指す。

⑤ 危機関連枠

経済産業大臣が認定する大規模な経済危機、災害等を受けた県内中小企業者の資金調達を円滑にすることで経営の安定に寄与する。

(3) 新事業展開資金

① 創業支援資金

今後の成長発展が期待される事業の起業化を企図する意欲と能力を有する者等に対する資金の融資の円滑化を図り、もって県内産業の活性化に資する。

② 事業革新資金

県内中小企業者等の経営革新や創造的技術開発を支援することで、県内企業の新たな事業展開を促進し、県内産業の活性化と構造改革を図る。

③ 事業承継資金

事業の全部又は一部を取りやめる企業等から当該事業を引き継ぐ中小企業者等に対する資金の融資を支援することにより、雇用の維持と県内産業の活性化に資する。

④ 再生可能エネルギー設備資金及び再生可能エネルギー導入支援資金

再生可能エネルギー発電事業の開始に必要な資金の融資の円滑化を図り、発電事業者の創出・育成及び県内産業の活性化を図る。

(4) 再建企業特別融資資金

① 事業再生資金

民事再生法（平成11年法律第225号）等の法的な再建手続により事業の再建を目指す企業への融資を支援することにより、雇用の維持と県内産業の活性化に資する。

② 再起支援資金

倒産や廃業により事業の継続を断念した経験のある中小企業者の再チャレンジを支援することにより、雇用の創出と県内産業の活性化に資する。

(5) 中小企業アグリサポート資金

県内中小企業者（法人に限る。）が、農林漁業に進出するために必要な資金の融資の円滑化を図り、新たな産業の創出及び事業の多角化等を促進し、雇用の維持創出及び県内経済活性化を目指す。

第3 融資条件等

融資条件、融資手続等、本要綱に定めのない事項については各資金ごとに別に定める要領（以下「要領」という。）による。

第4 信用保証

本要綱に規定する制度は、秋田県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の信用保証を付する。

第5 預託等

県は、この制度の目的を達成するため、原則として、予算の範囲内において、県の指定する取扱金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に融資のための原資を預託するものとする。

- 2 取扱金融機関は、通常取引のない者に対しても融資の途を講ずるものとする。

第6 取扱金融機関

取扱金融機関は、別表に定めるとおりとする。

第7 定義

本要綱において、「中小企業者」とは、中小企業信用保険法第2条に規定するものをいう。

第8 融資対象

各資金の融資対象については、要領において、それぞれ定めるものとする。

- 2 前項の規定によらず、次の各号のいずれかに該当する者には、本要綱による融資を行わない。
 - (1) 県民税又は市町村民税の納付を怠っている者
 - (2) 保証協会の代位弁済に係る債務の履行を完了していない者
 - (3) 金融機関、手形交換所又は電子債権記録機関と取引停止中の者
 - (4) 許認可等を要する事業を営む者でその許認可等がない者（申請中であって許認可等を受けることが確実な者を除く。）
 - (5) 暴力団、暴力団員及びそれらに準ずる者

第9 報告の徴求等

県は、制度融資の円滑な運営を図るため必要があると認めたときは、取扱金融機関に対し、融資を受けた者の状況について、報告を求めることができる。

- 2 保証協会は、この制度による融資について、毎月保証実績を翌月15日までに、県に報告しなければならない。
- 3 申込中小企業者が、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の特定中小企業者であって、信用保証協会から保証承諾を受けた場合は、取扱金融機関は、半年ごとに、信用保証協会に対して業況報告書を提出するものとする。ただし、申込中小企業者に対する保証金額が1,250万円以下であるとき、保証期間が1年以内であるとき及び平成30年4月1日以降に保証申込受付したものはこの限りでない。なお、取扱金融機関が業況報告書を提出しなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。
- 4 この要綱に定めるもののほか、この制度の運用について必要があるときは、そのつど県と関係機関が協議して定める。
- 5 知事は、必要があると認めるときは、借受者に対し資金の貸付に係る事業の実施状況等について報告を求め、又は職員をして実地調査させることができる。

附 則

- 1 この制度は平成14年4月1日から実施する。
- 2 秋田県中小企業事業円滑化資金融資制度要綱、秋田県小規模事業振興資金融資制度要綱、秋田県中小企業災害復旧資金融資制度要綱、秋田県経営活性化支援特別資金融資制度要綱、秋田県新事業展開資金融資制度要綱、秋田県起業育成資金融資制度要綱、秋田県体質強化資金融資制度要綱及び秋田県新事業展開資金融資制度取扱要領、中小企業再建特別対策融資推せん要領、秋田県観光レクリエーション施設整備資金融資制度要綱は、平成14年3月31日廃止する。
- 3 廃止前の要綱及び要領に基づく融資に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

この制度は平成15年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年6月5日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年8月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成23年6月1日保証申込受付分から適用する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成25年9月20日から実施する。

附 則

この改正は、平成25年11月1日から実施する。

附 則

- 1 この改正中第1の規定は平成26年4月1日から、第2及び次項の規定は同年7月1日から実施する。
- 2 第2の規定の実施の日前に、第2の規定による改正前の秋田県中小企業融資制度要綱の規定により保証申込みの受付のあった経営安定資金（緊急経済対策枠）については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成２８年７月１日から実施する。

附 則

この改正は、平成２９年４月１日から実施する。

附 則

この改正は、平成３０年４月１日から実施する。

附 則

この改正は、平成３０年８月１０日から実施する。

別 表

制度の区分	取扱金融機関
中小企業振興資金 経営安定資金 新事業展開資金 再建企業特別融資 資金 中小企業アグリサ ポート資金	秋田銀行、北都銀行、みずほ銀行、三菱東京ＵＦＪ 銀行、青森銀行、みちのく銀行、七十七銀行、東北 銀行、岩手銀行、北日本銀行、山形銀行、荘内銀行、 きらやか銀行、秋田信用金庫、羽後信用金庫、秋田 県信用組合、商工組合中央金庫秋田支店